

災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲および乙が令和7年 月 日付けで締結した行政財産賃貸借契約書（以下「本件貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定（以下「本件協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本件協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した施設の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、次条第1項の協力事項にかかる乙の協力（以下「乙の協力」という。）が必要であると判断したときは、乙に対し書面により乙の協力を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急非常の事態のため乙に対し前項の書面による乙の協力を要請できないときは、電話等により乙の協力を要請することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに乙の協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力の要請があったときは、次に掲げる事項（以下「協力事項」という。）について協力する。

- ①本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。
- ②甲に本件自動販売機の取扱いについて必要な助言を行うとともに、その操作を行わせること。
- ③その他甲乙協議の上必要があると認めたこと。

2 乙は、協力事項を円滑に実施するため、本件自動販売機の操作方法を記載した書面、鍵等を、本件貸付契約の貸付開始日までに甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。